

鹿屋体育大学知的財産取扱規程

改正

平成21年1月8日
規程第1号
平成28年3月23日
規程第6号
平成28年7月20日
規程第16号
平成29年7月4日
規程第16号
平成31年4月19日
規程第27号
令和3年3月2日
規程第8号
令和3年5月14日
規程第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、鹿屋体育大学知的財産規則（平成18年規則第27号。以下「知的財産規則」という。）第15条の規定に基づき、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の役職員等が成した知的財産及びそれに係る知的財産権の取扱いに関し、個別の届出手続等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、知的財産規則における用語の定義に従うほか、「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に係る権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。

第2章 発明、考案、意匠及び商標

(届出)

第3条 役職員等は、発明を成したときは、知的財産規則第4条の規定により、発明等届（様式第1号）を、論文発表等に先立ち、速やかに学長に届け出なければならない。

(知的財産権の承継)

第4条 学長は、前条の規定による発明等届を受理したときは、知的財産規則第5条の規定により、学術情報・産学連携委員会に当該発明に係る次の各号に掲げる事項について審査を付託し、その審査結果に基づき、本学への特許を受ける権利の承継の適否を決定する。この場合、必要に応じ、事前に当該発明に関連する先行技術調査並びに発明の届出をした役職員等（以下「当該役職員等」という。）及び関係者からのヒアリングを行うことができる。

- (1) 職務発明等に該当するか否かの審査
- (2) 出願等を行いうる要件を備えているか否かの審査
- (3) 市場性についての審査
- (4) その他委員長が必要と認めた事項についての審査

2 学長は、前項の規定による決定をしたときは、当該役職員等に速やかにその結果を知的財産権の承継決定通知書（様式第2号）により通知する。その際、本学が特許を受ける権利の承継をしなかったものについては、その理由等を明記の上、発明等届を当該職員等に返却する。

(権利譲渡証書の提出)

第5条 役職員等は、前条第2項の規定により、当該発明について本学が特許を受ける権利の承

継をする旨の通知を受けたときは、速やかに権利譲渡証書（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

（任意譲渡）

第6条 学長は、第4条第1項の規定により、本学が承継をしないと決定した特許を受ける権利について、当該役職員等から本学に譲渡したい旨の申し出があったときは、再度、発明等届を受理した上で、あらためて第4条第1項による審査を行い、本学への特許を受ける権利の承継の適否を決定する。

2 学長は、前項の規定による決定をしたときは、当該役職員等に速やかにその結果を知的財産権の承継決定通知書（様式第2号）により通知する。その際、本学が特許を受ける権利の承継をしなかったものについては、その理由等を明記の上、発明等届を当該役職員等に返却する。

3 当該役職員等は、第1項の大学への譲渡を申し出た特許を受ける権利について、本学が承継をする決定を行ったときは、速やかに任意譲渡証書（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

（出願等）

第7条 学長は、第4条第1項により本学が特許を受ける権利の承継をした発明について、原則として、第5条の権利譲渡証書又は第6条の任意譲渡証書の受理後速やかに、出願等を行う。

2 当該役職員等は、出願等に関する諸手続について協力を要請されたときは、これに応じなければならない。

（出願審査請求）

第8条 学長は、特許出願を行った発明について、原則として出願後2年を経過した時点から1ヶ月以内に、学術情報・産学連携委員会の意見を徴したうえで、出願審査請求の可否を決定する。

2 第4条第1項の規定は、前項の可否決定に準用する。

3 学長は、第1項の可否決定について、当該可否決定の日から原則として2週間以内に出願審査請求可否決定通知書（様式第4号）により、当該役職員等に通知する。

4 学長は、第1項において出願審査請求することを決定した発明について、出願審査請求の手続を行う。

（登録等の通知）

第9条 学長は、出願等を行った発明について、特許査定又は拒絶査定を受けたときは、原則として2週間以内に特許・登録・拒絶査定通知書（様式第5号）により、当該役職員等に通知する。

（実績調査、維持及び保全）

第10条 学長は、登録された特許権について、原則としてその設定登録後2年を経過した時点から6ヶ月以内に当該特許権の活用実績等を調査の上、学術情報・産学連携委員会の意見を徴したうえで、維持及び保全の可否を決定する。

2 第4条第1項の規定は、前項の可否決定について準用する。

3 学長は、第1項の可否決定について、当該可否決定の日から原則として2週間以内に維持保全可否決定通知書（様式第6号）により、当該役職員等に通知する。

4 学長は、第1項において維持及び保全することを決定した特許権について、維持及び保全の手続を行う。

5 学長は、本条により維持及び保全すると決定した特許権について、当該可否決定の日から3年経過するごとに本条の手続をとる。

（権利放棄）

第11条 学長は、前条第1項の規定により維持及び保全しない（以下「権利放棄」という。）と決定した特許権については、その後の維持及び保全の手続を行わない。

2 権利放棄する場合、当該役職員等の意見を聴取するものとし、意見聴取の結果、当該役職員等が、当該特許権の譲り受け等の希望がある場合は、学長は、その希望に沿った処置をとる。

(制限行為及び緊急時の出願)

第12条 役職員等の発明について、本学が特許を受ける権利の承継をしないことが決定された後でなければ、役職員等は、独自又は第三者と共同で出願等をし、又はその特許を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、出願等が緊急を要する場合で、かつ、学長が認めた場合はこの限りではない。

2 前項ただし書は第三者に特許を受ける権利を譲渡することに関してはこれを適用しない。

3 第1項ただし書の出願等の場合は、個人出願とし、出願費用等は当該役職員等の負担とする。ただし、特に学長が認めた場合は、本学が出願費用等を負担することができる。

4 前項の場合において、当該役職員等は、学長へ速やかに発明等届により届出をしなければならない。この場合、第4条第1項に基づく審査の結果、本学が特許を受ける権利の承継をしたときは、当該役職員等が負担した場合の出願費用等は当該役職員等へ返還される。また、本学が特許を受ける権利の承継をしなかったときは、本学が負担した場合の出願費用等は、当該役職員等が負担しなければならない。

(準用)

第13条 考案及び実用新案権、意匠及び意匠権並びに商標及び商標権の取扱いについては、第3条から第7条及び第9条から第12条までの規定を準用する。

第3章 ノウハウ、成果有体物及び著作物

(管理)

第14条 役職員等は、ノウハウの案出をしたときは、当該ノウハウを適正に管理しなければならない。

2 ノウハウの管理については、学長が別に定める。

(届出)

第15条 役職員等は、前条に定めるノウハウについて、次の各号のいずれかに該当するときは、ノウハウ等届出書(様式第7号)により、学長に提出しなければならない。

(1) 第三者に利用させる必要が生じた場合

(2) 財産的価値が顕在化した場合

(3) その他学長が必要と認める場合

(職務上該当認定及び通知)

第16条 学長は、前条のノウハウ等届出書のノウハウに関し、職務上のものとしての該当認定(以下「職務上該当認定」という。)を行う。この場合、学長は、当該ノウハウにかかる職務上該当認定の審査を、学術情報・産学連携委員会に付託する。

2 学長は、前項の規定による職務上該当認定をしたときは、速やかに、ノウハウ等職務上該当認定通知書(様式第8号)を当該役職員等に通知する。

3 前項により職務上のものと認定されたノウハウに係る権利は、本学が承継する。

(準用)

第17条 成果有体物及び成果有体物に係る権利並びに著作物及び著作権の取扱いについては、第14条から第16条までの規定を準用する。

第4章 技術移転、補償金及び報奨金

(技術移転)

第18条 学長は、本学が承継した知的財産権について、民間機関等への技術移転により当該知的財産権が、適正かつ合法的に社会で有効活用されると判断される場合に、当該民間機関等と必要な条件を定めた技術移転契約を締結した上で技術移転を行うことができる。

2 前項の技術移転に関する活動は、原則としてその全部又は一部を技術移転機関に委託できる。

(対価の種類)

第19条 本学にその知的財産権を譲渡した当該役職員等に対し、知的財産規則第10条の規定

により本学が支払う対価は、次に掲げる各号ものとする。

- (1) 登録補償金
- (2) 実施補償金
- (3) 実施報奨金
(登録補償金)

第20条 学長は、本学が承継をした特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利（以下「特許を受ける権利等」という。）について、法令に定められた登録を受けたときは、1件につき10,000円を登録補償金として当該役職員等に支払う。

2 本学が承継をした特許を受ける権利等が単独又は共有のいずれの場合も、前項の取扱いは、本学の持分を1件として扱い、複数の当該役職員等がいる場合は、前項の登録補償金を当該役職員等の持分に応じて支払う。

3 外国における知的財産権の登録がされた場合は、当該役職員等に対し、前2項により登録補償金を支払う。ただし、複数国に登録された場合であっても1件として取り扱う。

(実施補償金)

第21条 学長は、本学が承継をした特許を受ける権利等又は特許権、実用新案権及び意匠権を実施し、又は譲渡等により収入を得たときは、当該役職員等に、実施補償金として、その収入より必要経費を控除した金額に対し、50%を配分する。

2 実施補償金の算定については、学長が別に定める。

(実施報奨金)

第22条 学長は、本学が承継をした商標登録出願により生じた権利又は商標権、著作権並びにノウハウ及び成果有体物に係る権利を実施し、又は譲渡等により収入を得たときは、当該役職員等に、実施報奨金として、その収入より必要経費を控除した金額に対し50%を配分する。

2 実施報奨金の算定については、学長が別に定める。

(実施補償金及び実施報奨金の支払い)

第23条 学長は、本学が承継をした知的財産権が単独又は共有のいずれの場合も、第21条及び前条の取扱いは本学の持分を対象に取扱い、複数の当該役職員等がいる場合は、第21条及び前条の実施補償金及び実施報奨金を当該発明者等の持分に応じて支払う。

(退職後又は死亡後の取扱い)

第24条 登録補償金、実施補償金及び実施報奨金の支払いを受ける権利は、当該役職員等が退職した後においても存続する。

2 登録補償金、実施補償金及び実施報奨金の支払いを受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の相続人がその権利を承継する。

3 当該役職員等が本学に属さなくなった場合、当該役職員等又はその相続人が登録補償金、実施補償金及び実施報奨金の支払いを受けるためには、本学に対し住所、連絡先及び受領方法を届けなければならない。

4 前項の届出がなされない場合には、学長は登録補償金、実施補償金及び実施報奨金の支払いをしないことができる。

第5章 その他

(異議申立て)

第25条 当該役職員等は、第4条又は第16条による決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に、学長に対し異議申立書（様式第9号）により異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項による異議の申立てがあつたときは、学術情報・産学連携委員会の意見を徴したうえで、その当否を決定する。

3 学長は、前項の決定をしたときは、当該役職員等に、その旨を異議申立決定通知書（様式第10号）により通知する。

4 当該役職員等は、第1項以外にも当該役職員等が成した知的財産及びそれに係る知的財産権

の取扱いについて異議がある場合は、学長に対し異議を申し立てることができる。

その場合、学長は第2項及び前項に準じて取扱う。

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、研究・社会連携課が行う。

(外国出願の取扱い)

第27条 この規程は、外国の知的財産権を対象とする知的財産に関してもこれを準用する。

(学生等への準用)

第28条 この規程は、本学の学生等が成した知的財産及びそれに係る知的財産権の取扱いに関し準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程中の字句で同表の中欄に掲げるものは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	役職員等	学生等
	速やかに	指導教員等を通じて速やかに
第4条第1項	役職員等（以下「当該役職員等」という。）	学生等（以下「当該学生等」という。）
第4条第2項	当該役職員等	当該学生等
第5条	役職員等	学生等
第6条第1項	当該役職員等	当該学生等
第6条第2項	当該役職員等	当該学生等
第6条第3項	当該役職員等	当該学生等
第7条第2項	当該役職員等	当該学生等
第8条第3項	当該役職員等	当該学生等
第9条	当該役職員等	当該学生等
第10条第3項	当該役職員等	当該学生等
第11条第2項	当該役職員等	当該学生等
第12条第1項	役職員等	学生等
第12条第3項	当該役職員等	当該学生等
第12条第4項	当該役職員等	当該学生等
第14条	役職員等	学生等
第15条	役職員等	学生等
	学長に提出	指導教員等を通じて学長に提出
第16条第1項	職務上のものとして	職務上と同等のものとして
第16条第2項	当該役職員等	当該学生等
第19条	当該役職員等	当該学生等
第20条第1項	当該役職員等	当該学生等
第20条第2項	当該役職員等	当該学生等
第20条第3項	当該役職員等	当該学生等
第21条第1項	当該役職員等	当該学生等
第22条第1項	当該役職員等	当該学生等
第23条	当該役職員等	当該学生等
第24条第1項	当該役職員等が退職した後	当該学生等が本学において研究をしなくなった後又は本学における籍を失った後
第24条第3項	当該役職員等	当該学生等
第25条第1項	当該役職員等	当該学生等

	学長に対し	指導教員等を通じて学長に対し
第25条第3項	当該役職員等	当該学生等
第25条第4項	当該役職員等	当該学生等

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、役職員等が成した知的財産及びそれに係る知的財産権の取扱いに関し、個別の届出手続き等について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年1月8日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学職務発明等規程（平成18年規程第14号）は、廃止する。

附 則（平28. 3. 23 規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 7. 20 規程第16号）

この規程は、平成28年 7月20日から施行する。

附 則（平29. 7. 4 規程第16号）

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

附 則（平31. 4. 19 規程第27号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令3. 3. 2 規程第8号）

この規程は、令和3年3月2日から施行する。

附 則（令3. 5. 14 規程第24号）

この規程は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2. 技術情報

産業上の利用分野 (一つを選択し○印を付ける)		ライフサイエンス		エネルギー
		情報通信		製造技術
		環境分野		社会基盤
		ナノテクノロジー・材料		フロンティア
	利用されると想定する業種			
従来技術とその問題点				
発明等の概要及び従来技術との比較における優位点				
発明等の実用化例				
先行技術調査実施の有無及び調査結果				
発明等の活用に関する外部からの問い合わせ等	(有 ・ 無) ・ 企業 (団体) 名 ・ 担当者 ・ 連絡先			
発明等に興味を示すと思われる企業・業界等				
先行技術調査用キーワード	①		②	
	③		④	
	⑤		⑥	

様式第2号（第4条関係）

知的財産権の承継決定通知書

令和 年 月 日

様

鹿屋体育大学長

令和 年 月 日付けで届出のあった下記発明等に係る知的財産権は、
本学が承継 す
る
しない ことに決定したので、通知します。

記

1. 発明等の名称

2. 承継しない場合の理由

様式第3号（第5条、第6条関係）

権 利 譲 渡 証 書
任 意 譲 渡 証 書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

譲渡人
所 属
職 名
氏 名

下記発明等に係る知的財産権を、発明者を代表して鹿屋体育大学に譲渡したことに相違ありません。

記

1. 発明等の名称

2. 共同発明者

氏 名	印	所 属	*学籍番号	*住 所

*学生の場合は、学籍番号及び現住所（居所）を記入してください。
教職員の場合は、空欄としてください。

（備考）

鹿屋体育大学知的財産取扱規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づく届出の場合は、権利譲渡証書に○印を付し、規程第6条の規定に基づく届出の場合は、任意譲渡証書に○印を付してください。

様式第4号（第8条関係）

出願審査請求可否決定通知書

令和 年 月 日

様

鹿屋体育大学長

令和 年 月 日付で届出のあった下記発明に係る特許を受ける権利は
出願審査請求 する しない ことに決定したので、通知します。

記

1. 発明の名称

2. 出願番号

様式第5号（第9条関係）

特許・登録・拒絶査定通知書

令和 年 月 日

様

鹿屋体育大学長

令和 年 月 日付で届出のあった下記発明等に係る特許を受ける権利

特許査定
等は 登録査定 されましたので通知します。
拒絶査定

記

1. 発明等の名称

2. 出願番号

様式第6号（第10条関係）

維持保全可否決定通知書

令和 年 月 日

様

鹿屋体育大学長

令和 年 月 日付けで届出のあった下記発明等に係る知的財産権は、
維持及び保全 する ことに決定したので、通知します。
しない

記

1. 発明等の名称

2. 出願番号等

ノウハウ等届出書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

所 属
職 名
氏 名

鹿屋体育大学知的財産取扱規程第15条の規定に基づき届出事由に該当することになりましたので、下記のノウハウ等について届け出ます。

記

<p>1. ノウハウ等の種類 (該当するものを■とする)</p>	<p><input type="checkbox"/>ノウハウ <input type="checkbox"/>成果有体物 <input type="checkbox"/>著作物</p>
<p>2. ノウハウ等の名称</p>	<p>「 _____ 」</p>
<p>3. ノウハウ等の概要</p>	<p>・内容骨子 ・ファイル名称 ・ファイルの管理箇所</p>
<p>4. 届出の事由 ※該当する事由に○印をして、理由を記載してください。</p>	<p>(1) 第三者に利用させる必要が生じた場合 (2) 財産的価値が顕在化した場合 (3) その他学長が必要と認める場合 【理由】</p>
<p>5. ノウハウ等に使用した経費等 (該当するものを■とする。)</p>	<p><input type="checkbox"/>運営費交付金 <input type="checkbox"/>寄附金 <input type="checkbox"/>科学研究費助成金 <input type="checkbox"/>受託研究費 <input type="checkbox"/>共同研究費 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>その他 (_____)</p>

様式第8号（第16条関係）

ノウハウ等職務上該当認定通知書

令和 年 月 日

様

鹿屋体育大学長

令和 年 月 日付けで届出のあった下記ノウハウ等は職務上のものと

認定する
しない ことに決定したので、通知します。

記

ノウハウ等の名称

異 議 申 立 書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

所 属
職 名
氏 名

下記発明等に係る権利の承継の適否決定等に関し、下記のとおり異議申立を行います。

記

1. 異議申立に係る発明等名称

2. 異議申立理由

様式第10号（第25条関係）

異議申立決定通知書

令和 年 月 日

様

鹿屋体育大学長

令和 年 月 日付けで異議申立のありました件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 異議申立に係る発明等名称
2. 異議申立に対する決定
3. 異議申立に対する決定の理由